CURRENT EXPLANATION

時事解説

平成27年度 特許庁との懇談会報告

（一社）日本溶接協会 特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，（一社)日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援の一つとして，特許庁の多大なるご協力をいただきながら毎年懇談会を行ってきた。今年度は，2015年11月27日，溶接会館にて，特許庁から４名，会員企業から27名の参加により行われた。

第１部では，特許庁から**表１**に示すテーマについて講演をいただいた。最近の特許行政，「特許異議申立制度」の状況，について概要説明をいただいた。また，第２部では，グループ討議を行う場を設け，アーク溶接関連（B23K）にて拒絶審査された題材を取り上げ，３班に分かれてグループ討議を行った。以下に，講演会の質疑応答およびグループ討議での発表内容について，抜粋して報告する。

表１　2015年度懇談会のテーマと特許庁参画者

	テーマ	特許庁参画者（敬称略）
1	最近の特許行政について	【講演】 審査第二部生産機械（特殊加工）室長 水野 治彦
2	「特許異議申立制度」の状況について	【講演】 特許庁審判部第18部門長 木村 孔一
3	グループ討議	【懇談会への参画】 特許庁 水野室長，豊島先任上席審査官，篠原審査官

2　最近の特許行政について

特許庁を取り巻く現状から，今後の目標に向けた活動について解説をいただいた。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

2.1　特許庁を取り巻く現状

日本の特許出願は2009年から漸減状態ぎみである。一方，中国の特許出願は，2014年で92万件と大幅増となっている（**図１**）。

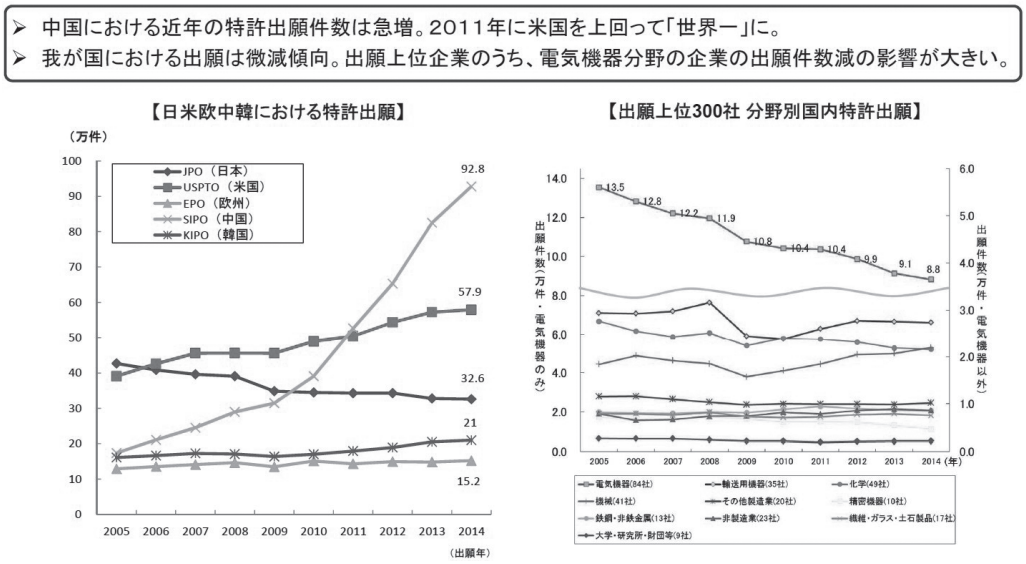

図１　国内外における特許出願の動向

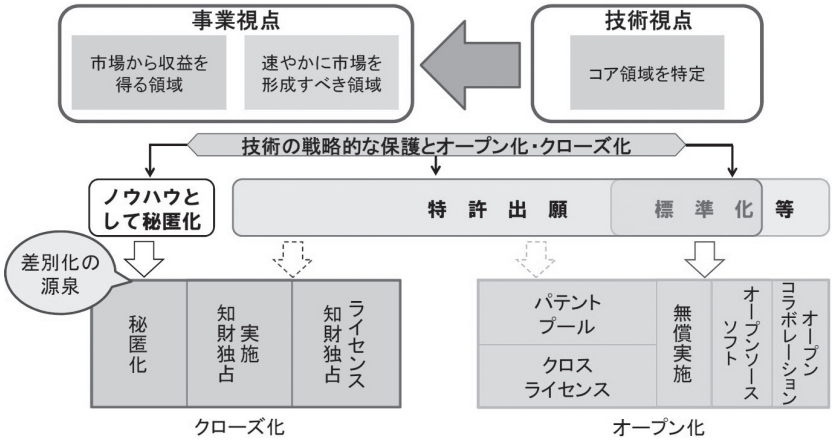

図２　多様化する知財戦略

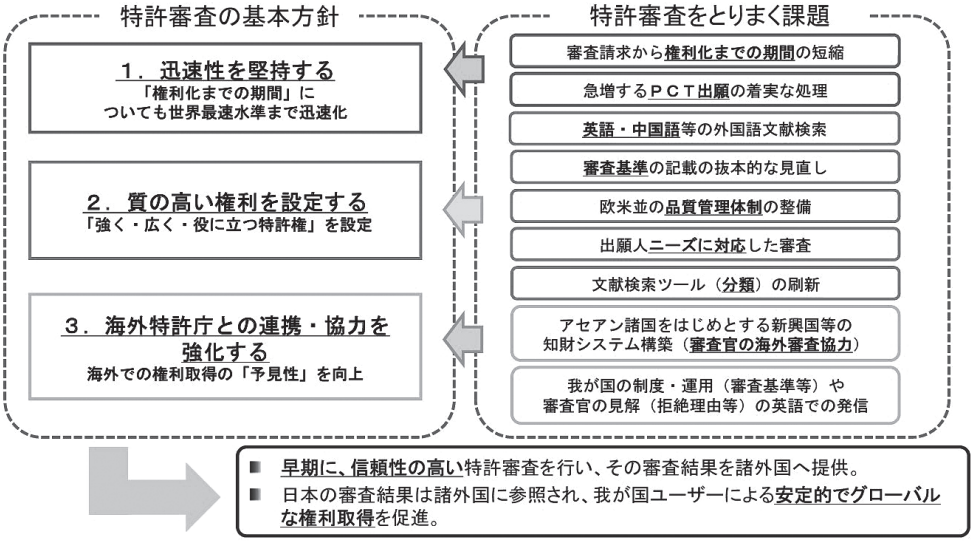

図３　世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて

知財戦略は，事業分野ごとにライフサイクル等の違いも有り，多様化してきている。例えば，**図２**のような，標準化などによりオープンする技術とクローズするコア技術をミックスさせたオープン・クローズド戦略は，最近注目されている。

2.2　世界最速かつ最高品質の知財システムの実現に向けて

(1) 世界最速・最高品質の審査の実現

2014年度以降，特許審査の基本方針として，「迅速性を堅持する」，「質の高い権利を設定する」及び「海外特許庁との連携・協力を強化する」の３本柱を設定し，実現に向けた取組をしている（**図３**）。

権利化までの期間については，権利化までの期間（標準審査期間：ただしOAが２回以上の案件は除く）を「平均14か月以内」とし，さらにFAも平均10月以内を目標とすることで世界最速を目指す取組をしている（**図４**）。

(2) 質の向上について

特許審査の品質の基本原則である「特許審査の品質ポリシー」に基づき，強く，広く，役に立つ特許権を設定する等品質向上に努めている。

より具体的な取組として，「品質の保証」(管理職による確認，審査官同士の意見交換・共有による判断基準の均質化)，「品質の検証」(品質監査，出願人による評価検証)，「品質管理に対する外部評価」(第三者機関による評価・提言等）の３つの柱がある。

(3) 外国語文献の対応

世界の特許文献における日本語特許文献の比率の大幅な低下（90年代の５割弱から現在の１割強）に伴い，外国語の特許文献調査の重要性が増している。

これに対応するため，外国文献サーチシステムの整備（例えば，2015年１月から中韓文献サーチシステムを稼働)，世界共通の特許分類整備，特許調査機関による先

➢ 審査の迅速化・効率化：2004年に定めた目標（＝2013年度末に「FA11」）を達成。
新たな目標：①2023年度までに特許の「権利化までの期間※」（標準審査期間）を「平均14か月以内」
②2023年度までに一次審査通知（FA）までの期間を「平均10か月以内」
※出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。

【我が国における一次審査期間と権利化までの期間】

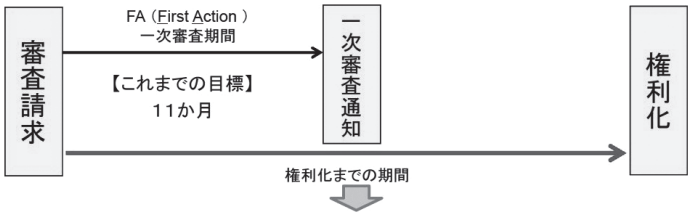

日本	平均14か月以内（2023年度目標）
米国	20月（2017年目標）
欧州	36．1月
中国	22．2月
韓国	19．1月

図４　権利化までの期間

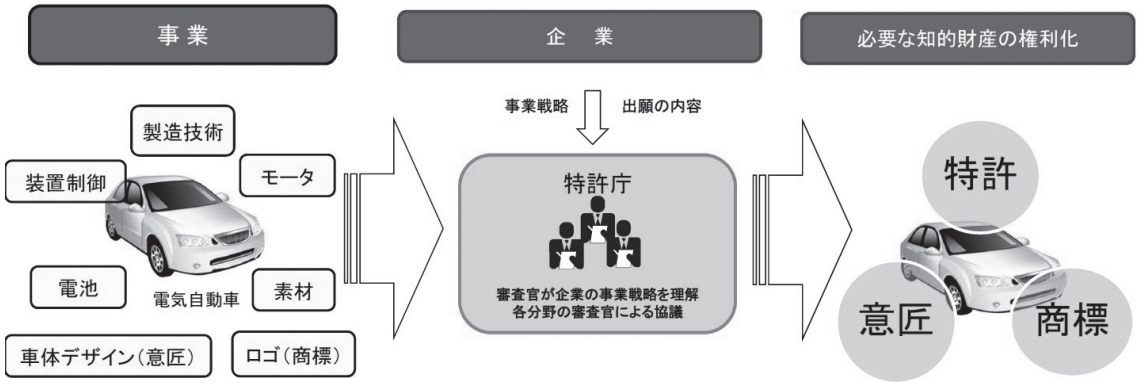

図５　多様なニーズに応じた迅速な審査（事業戦略対応まとめ審査）

行技術文献調査の充実を推進している。

(4) ユーザ向け情報提供サービス

2015年３月下旬に色彩や音などの新しい商標も検索可能な「J-PlatPat」を稼働させた。同時期に，審査官向けであった五庁間での出願や審査状況に関する情報の一般ユーザへの一括提供も開始した。

中韓文献翻訳・検索システムは，1200万件以上の中韓文献を日本語で全文検索可能であり，中国文献は，公開から最速約３週間で検索可能である。

(5) 事業戦略対応まとめ審査

事業戦略に関連する知的財産（特許・商標・意匠）を分野横断的に審査し，必要なタイミングでの権利化を可能とすることで，企業の事業展開を支援する。2014年10月にガイドラインの改訂し，利便性を向上した。現在までに70件以上のまとめ審査の申請があり，950件を超える特許出願等が本制度の対象となった（**図５**）。

(6) 面接審査

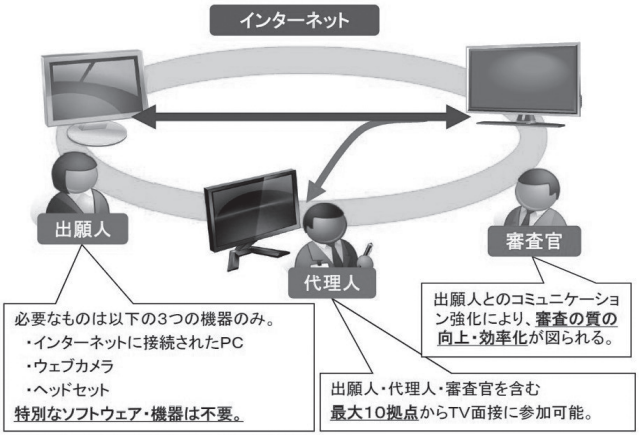

図６　テレビ面接審査

審査官と代理人等との意思疎通を円滑に行い，安定した権利の付与に着手するために面接審査を実施している。特に，全国各地の面接会場に審査官が出張する「巡回審査（出張面接審査）」，Web会議システムを利用す

る「テレビ面接審査（**図６**）」も実施中である。**表２**に2014年度の巡回審査実績を示す。さらに，電話応対件数も16,000件以上で推移している（**図７**）。

(7) 権利のさらなる向上に向けて

権利活用により投資の回収を促すためには，権利の安定性の確保が重要である。そのためには，特許権の品質向上等により，訴訟等で権利が容易に覆されないことが必要である。現状，我が国では，米国およびドイツに比べ特許権侵害訴訟での特許権者の勝訴率が低い（**図８**）。それを受け，知的財産推進計画2015で，権利の安定性を含む知財紛争処理システムの活性化を重点３本柱の一つとして取り上げ，課題・方向性を整理していく。

表２　出張面接審査実績（2014年度）

開催場所	出張回数	案件数
全国	41 回	442 件
（内）		
中部	20 回	221 件
関西	15 回	195 件
東北	2 回	14 件
関東	2 回	3 件
四国	1 回	6 件
九州	1 回	3 件

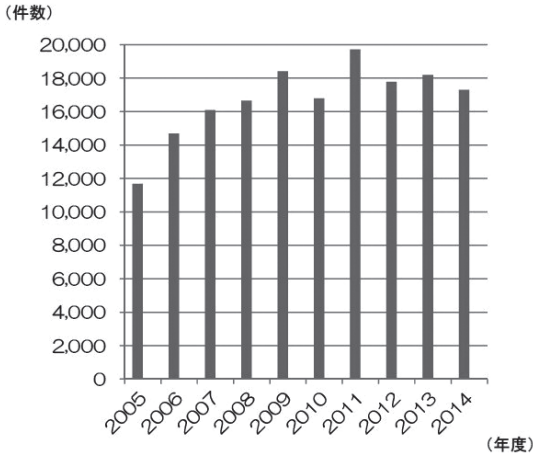

図７　電話応対件数

2.3　グローバルな権利保護・取得の支援

(1) 日米協働調査試行プログラム（US-JPCSP）

日米両国に特許出願した発明について，日米の特許審査官が調査を実施し，その結果及び見解を共有した後に，早期かつ同時期に最初の審査結果をそれぞれ送付するものであり，2015年８月１日から試行開始した（**図９**）。

これにより，我が国企業等は，日米両国に特許出願した発明の強い安定した権利を，日米両国で早期に得ることが可能になる。

2.4　制度改正

(1) 平成27年「特許法等の一部を改正する法律」の概要

平成27年「特許法等の一部を改正する法律」における主な措置事項は，①職務発明制度の活性化，②特許料等の改定，③特許法条約,シンガポール条約（商標）への加入である（**図10**）。

(2) 職務発明制度の見直し

見直しにより，職務発明は使用者に特許を取得させる

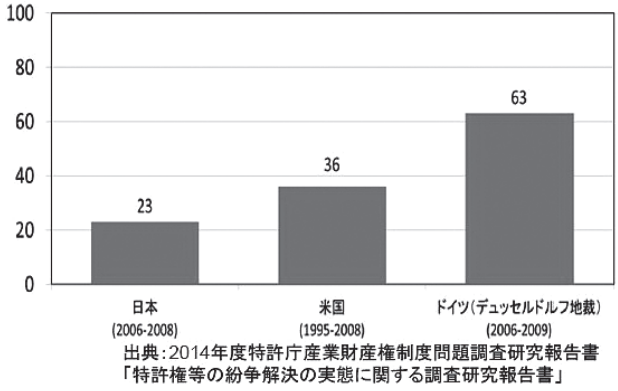

図８　各国の特許侵害訴訟での特許権者の勝訴率

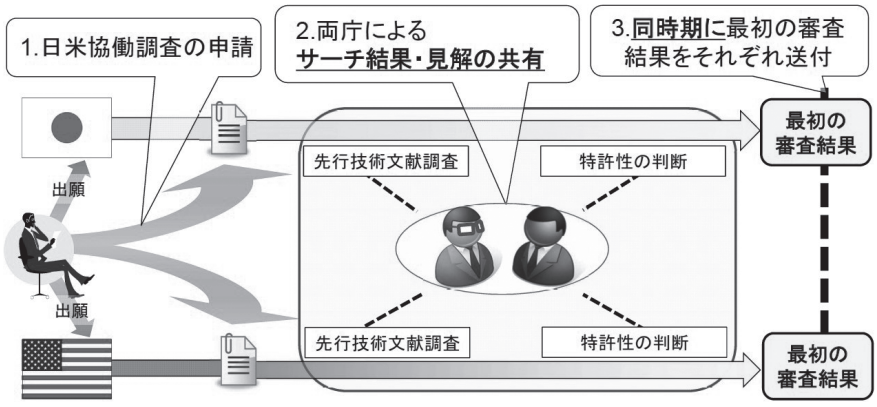

図９　日米協働調査試行プログラム

平成27年「特許法等の一部を改正する法律」の概要

1. 法律の概要

- グローバル競争が激化する中、我が国のイノベーションを促進するためには、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化を共に実現するための環境整備が重要。
- このような事情に鑑み、知的財産の適切な保護及び活用を実現するための制度を整備し、我が国のイノベーションを促進することを目的として、①職務発明制度の見直し、②特許料等の改定、③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備、を行う。

2. 具体的な措置事項

①職務発明の活性化
- ◆ 企業が組織として行う研究開発活動は我が国のイノベーションのエンジン。
- ◆ 従業員の発明のインセンティブを明確化することにより、発明を奨励することが重要。併せて、企業が特許を円滑かつ確実に取得することで知財戦略を迅速・的確に行い、企業競争力強化を図る。

- 職務発明に関する特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とする
- 発明者に対して現行法と実質的に同等のインセンティブ付与を法定
- 法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続のガイドライン策定を法定化

【特許法第35条】

②特許料等の改定
- ◆ 前回改正から5年以上が経過し、料金の見直しを検討。
- ◆ 利用者の負担を軽減し特許権・商標権の活用を促進するため、料金引下げを検討。
- ◆ 国際出願の件数拡大を踏まえ、料金の適正化を検討。

- 特許料を10%程度引き下げ
- 商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ
- 国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正

【特許法第107条第1項、商標法第40条第1項、国際出願法第18条第2項等】

③特許法条約、シンガポール条約(商標)への加入

各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展。国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。

条約を担保するため、以下の特許・商標の手続の利便性を向上させる規定を導入
- 外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定等の導入
- 書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度を導入 等

【特許法第5条、第36条の2、商標法第9条等】

3. 今後のスケジュール

【ガイドライン(指針)の策定スケジュール(予定)】
- 平成27年9月中めどで産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での検討を開始
- 改正法施行以降、経済産業大臣が同小委員会でとりまとめたガイドライン(指針)を告示として公表

【公布までの経緯と施行日】
- 平成27年3月13日改正法案を閣議決定、改正法案を第189回通常国会に提出
- 平成27年6月2日衆議院本会議にて可決、7月3日参議院本会議にて可決・成立
- 施行日:公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

図10　平成27年度「特許法等の一部を改正する法律」の概要

【条文要綱】

① 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとすること。

② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとすること。

③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるものとすること。

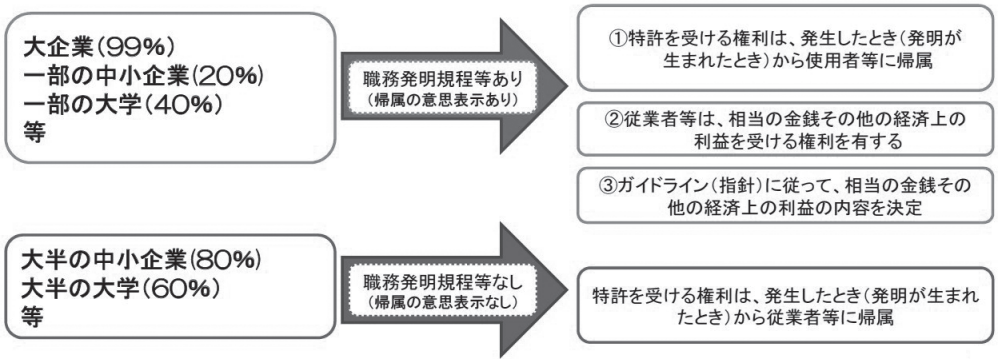

図11　職務発明制度の見直し

旨を定めた職務発明規程等がある場合，職務発明は使用者に帰属し，規程等がないときは発明者に帰属する（**図11**）。

(3) 特許部門及び商標部門における料金引き下げについて

特許料及び特許出願料を10%程，商標設定登録料を25%程度，更新登録料を20%程度引き下げる方向で検討している。

(4) 国際出願に係る料金体系の見直し

従来同額であった国際出願に係る料金を日本語（現行据え置き）と外国語（増額）に分けて料金を改める（**図12**）。

○特許協力条約に基づく国際出願の手数料について、日本語と外国語の別にそれぞれ料金設定を行う体系に改める。
- 法律において、実費を勘案して算定した額を上限額として定める。
- 実際の手数料の額は政令に定める。
  ①日本語については現行の額を据え置き。
  ②外国語については、日本語と外国語における実費に対する料金負担の公平性、諸外国の料金水準、出願動向等を勘案。

	現行法定上限	新法定上限（日本語）（案）	新法定上限（外国語）（案）
調査手数料及び送付手数料	110,000円 （政令に定める額：80,000円）	143,000円 （政令に定める額：80,000円）	221,000円 （政令に定める額：検討中）
予備審査手数料	36,000円 （政令に定める額：26,000円）	48,000円 （政令に定める額：26,000円）	77,000円 （政令に定める額：検討中）

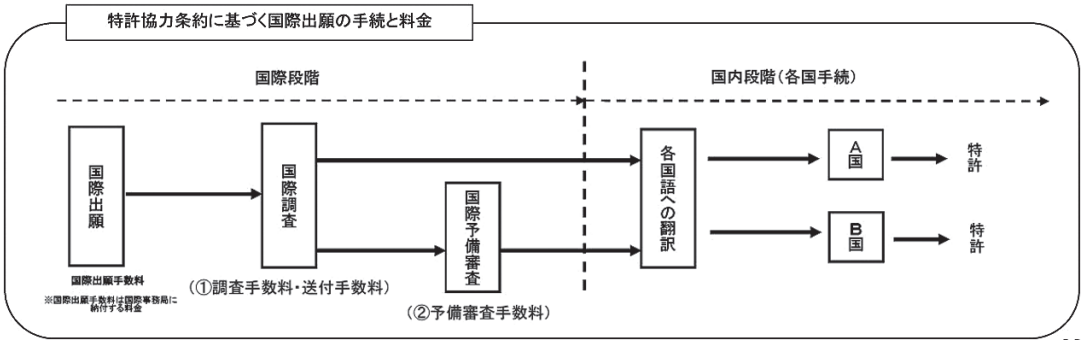

図12　国際出願に係る料金体系の見直し

(5) 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約

特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）は，各国で異なる国内出願手続等の統一化及び簡素化に関する条約である。

近年，欧米諸国の加入が進んでいる。

(6) 特許法条約および商標法に関するシンガポール条約加入を担保する国内手続規定の整備

これら条約へ加入するべく，特許・商標の利便性を向上させる規定（手続期間経過後の通知・救済措置，手続補完制度）を導入する。

例えば，特許法条約（PLT）においては，出願人の氏名もしくは発明の名称または，それらを特定可能な記載と明細書と認められるものがあれば，出願日が認定される。また，重大な瑕疵のある出願についても，一定期間内に限り明細書等の補完ができるようにする。

また，期間が経過した手続も，一定期間に限り手続が継続できるような通知・救済措置を導入する。

(7) 審査基準関連のトピック

(A) 審査基準の全編にわたる見直し（平成26年度～平成27年度）

平成27年９月に改訂審査基準を公表した。改定の方針は以下のとおりである。

①審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること。

②審査基準の基本的な考え方を深く理解することができるよう，事例や裁判例が充実していること。

③審査基準の基本的な考え方が国際的に適用するものであること。

＜参考＞「審査基準の改訂」
http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/pdf/gyoumu_unnei/keikaku.pdf

(B) プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決対応

平成27年６月５日の最高裁判判決に整合するよう，プロダクト・バイ・プロセスクレーム（物の発明に係るクレームにその物の製造方法が記載されている場合）の審査・審判の運用を見直した。明確性要件違反の拒絶理由通知を受けた場合の出願人の対応等も含め，特許庁HPで新運用を公表している。

最高裁判決のポイントは，(A) 物の発明に係るクレームにそのものの製造方法が記載されている場合，その発明は当該製造方法により製造されたものと構造，特性が同一である物として認定を行うとしたこと。(B) 明確性要件に関し，プロダクト・バイ・プロセスで書かれた物の発明は，一般的に不明確であるものの，「不可能・非実際的な事情」(出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか，又はおよそ実際的でないという事情）が存在する場合は，例外的にプロダクト・バイ・プロセスによる記載が認められる，というものである。

(8) プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査の取扱い

図13に，当面の審査の取扱いについて示す。まず，プロダクト・バイ・プロセスに該当するか否かを確認され，該当する場合は「不可能・非実際的事情」の有無を

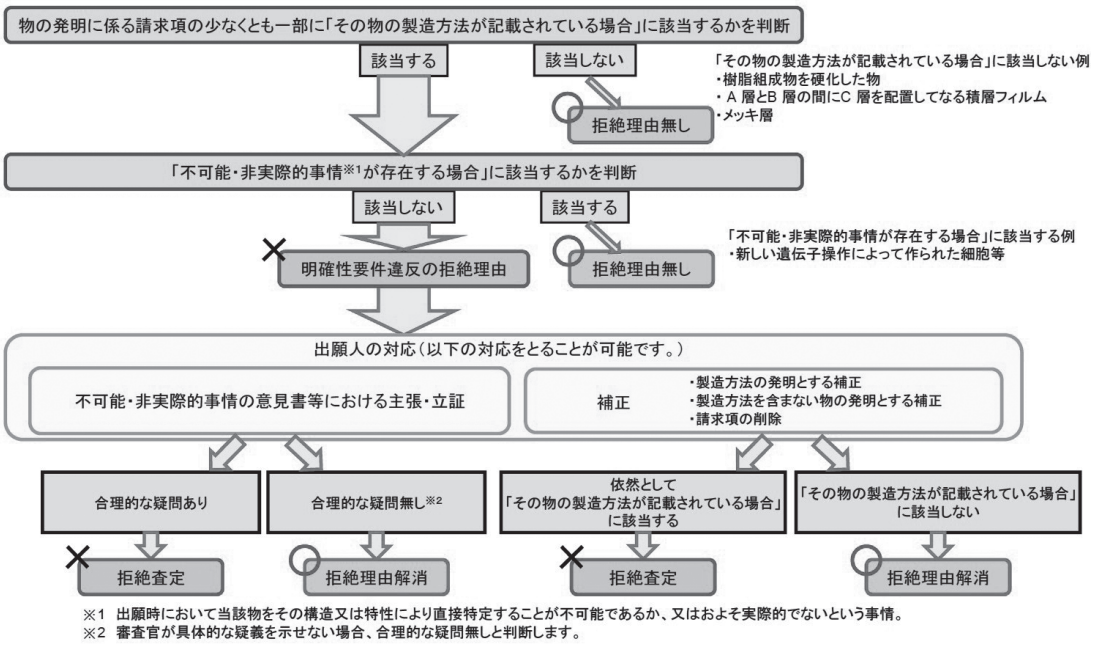

図13　プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査の取扱い

確認される。「不可能・非実際的な事情」を有する場合はプロダクト・バイ・プロセスに関する拒絶理由は無くなるが，そうでない場合は明確性要件違反の拒絶の対象となる。今審査中の出願は「不可能・非実際的事情」の主張がなく，通常明確性要件違反の拒絶理由が通知される。補正対応として，物の発明を製造方法の発明に変える，表現を変えて製造方法を含まないようにする，対象請求項の削除がある。

「不可能・非実際的な事情」の主張の参考例を11月25日に特許庁HPに公開した

＜参考＞「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査・審判の取扱い等について」(平成27年７月６日公表)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/product_process_C150706.htm

(9) 商標法の改正（新しいタイプの商標の保護）

2014年５月の法改正により色彩や音といった新しいタイプの商標を保護対象に追加し，企業の多様なブランド戦略を支援している（2015年４月１日から出願受付開始)。特許庁HPでも2015年の10月に登録された新しいタイプの商標が公表された。

(10) バーグ協定ジュネーブ協定加入

2015年５月13日以降，標記協定に基づく意匠の国際登録制度が利用可能になった。海外での意匠権取得の低廉化，簡便化とともに，海外で日本特許庁の審査結果を参照される効果が期待される。

表３　特許異議の申立ての状況（平成27年10月21日現在，合計119件）

＜IPC 別　内訳＞
・A セクション（生活必需品）41 件
・B セクション（処理操作；運輸）21 件
・C セクション（化学；冶金）26 件
・D セクション（繊維；紙）4 件
・E セクション（固定構造物）4 件
・F セクション（機械工学；照明；加熱；武器；爆破）3 件
・G セクション（物理学）8 件
・H セクション（電気）12 件

3 「特許異議申立制度」の状況について

3.1 特許異議の申立ての状況，手続きの留意点について

(1) 特許異議申立の状況

平成27年４月に施行された特許異議申立ては，施行から６月を経て，申立件数が増加し，**表３**に示すように，10月21日現在で100件を超えた。溶接が関係するBセクションおよびCセクションは，申立件数が他の分野に比べると少し多い。なお，11月第３週までの段階で申立件数は200件を超えており，１ヶ月で約100件ペースの申立ての状況である。なお，次回のHPでの公表は12月初旬を予定している。

(2) 特許異議申立書の手続の留意点について

新制度であり，書面手続であるため，特許異議申立書には，以下のような不備があった。

・正本と同様に副本にも朱肉を用いた押印が必要である

が，押印がない又は押印がコピーとなっている。
・副本は特許権者の数プラス１通の提出が必要であるが，副本の数が足りない。
・証拠を提出する場合は「審判便段34-01証拠提出に関する書類の点検と注意事項４.文書」をよくご確認をいただきたい。
・添付された証拠と「証拠方法」欄の不一致がある。
・代理人手続の場合，代理権を証明する書面の添付がない。
・手数料は特許印紙で納付すべきところ，収入印紙が貼付してある。
・特許法29条を理由とするにもかかわらず，引用発明の認定，一致点，相違点の記載がない。

これら以外にも不適切な事例が発生している。速やかに特許庁から連絡が取れるよう，なるべく電話番号の記載をお願いしたい。

＜参考＞「特許異議の申立ての状況，手続の留意点について」
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/igi_moushitate_ryuuiten.htm

(3) 書面作成における参考情報について

特許異議申立てについての情報を下記アドレスにまとめてあるので参考にして欲しい。

＜参考＞「特許異議の申立て」
http://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinpan/tokkyo-igi/index.html
「審判請求書等の様式作成見本・書き方集／拒絶査定不服審判（特許，意匠，商標，旧実用新案）
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/sample_bill_sinpan.htm

3.2 訂正審判・訂正請求に関する省令改正の説明

異議申立制度が始まり，これから訂正請求が増えると推察し，書式を改めること等の改正をした。

(1) 訂正審判・訂正請求に係る省令改正のポイント（平成27年11月１日施行）
・一群の請求項に関する規定をシンプルにした。改正前の委任省令の４つの号に示した関係を改正後は一つにまとめて引用関係があれば一群の請求項としたが，一群の請求項の考え方自体は改正前後で変わっていない（特許法施行規則第45条の４）。
・今までは特許登録原簿の請求項の数で訂正料金が決まっていたが，本改正により，訂正に関係する請求項の数で料金が発生することとし，訂正していない請求項の料金はいただかないことに変更した。
・請求の趣旨の記載をわかりやすくした。訂正審判・訂正請求で請求項がいくつあっても「特許権全体に対して請求」，「請求項ごと，一群の請求項毎に請求」のいずれの場合で請求することが可能である。

表４　請求時の確認事項

	特許権全体に対して請求	請求項ごとに請求
料金の根拠となる請求項の数	特許原簿に記載された請求項の数	訂正する請求項を訂正後の請求項で特定したときの請求項の数（削除される請求項を含む）
一群の請求項の説明	不要	特定が必要（なければ補正命令）
明細書又は図面と請求項の関係	不要	特定が必要（なければ補正命令）
訂正事項が全ての訂正要件に適合している事項の説明	必要（なければ補正命令，不適切なら訂正拒絶理由通知）	必要（なければ補正命令，不適切なら訂正拒絶理由通知）

ただし，「特許権全体に対しての請求」は一部でも訂正が認められないものがあれば，訂正の請求全体が認められないが，「請求項ごと，一群の請求項毎に請求」では請求の区分ごとに訂正の認否が判断される。

訂正する書類（特許請求の範囲，明細書，図面等）のみの提出が可となった。なお，引用形式から独立形式に訂正して訂正前の一群の請求項からはずした場合は，「独立形式にして書いた分だけは一群として扱わないで下さい」との「引用関係解消の求め」を請求の趣旨のところに記載していただきたい。

また，請求時の確認事項については**表４**に示す。

4 ＜質疑応答＞（意見交換）

Q1-1）職務発明制度の改訂に際して，弊社でも改訂を考えている。特許庁からのガイダンスはいつ頃公表される予定ですか？

A1-1）特許庁HPで，政策への意見募集（パブリックコメント）の「改正特許法第35条第６項の指針案.PDF」を確認いただきたい。

＜参考＞改正特許法第35条第６項の指針案に対する意見募集
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=630115007&Mode=0

Q1-2）出願願書に記載した国際特許分類が間違っていた場合，特許庁で修正されますか？

A1-2）全ての出願について，出願人が付与した分類が正しいか正しくないかに係らず，審査の適切な分類，関連する分類等を，公報を出すまでの段階で付与している。

Q1-3）それは審査の段階で行われますか？

A1-3）審査官による分類は，公報を出す前の段階で行うが，審査の段階で間違いに気づいた場合に，再度付け直す場合もある。

Q2-1）プロダクト・バイ・プロセス（PRODUCT BY PROCESS）のクレームに関して，今夏に審査官と面接した際には，NGワードを庁内で秋もしくは冬にまとめられるようにお聞きしました。特許庁ではそのような事実はございますか？例えば鍛造，鋳造，溶接などで，溶接材料はNGだと聞いている。そのような事例があれば教えてください。

A2-1）庁内でNGワードおよびそれを取り纏めるという話は，周知されていない。プロダクト・バイ・プロセスに該当する事例／非該当の事例は類型１，２としてリスト化，公表されている。今後の審査を通じて各類型に該当する事例も増えるものと考えている。

プロダクト・バイ・プロセスについては実際の審査でも議論がなされているところであり。一定の相場観が審査官で共有されてゆくのは少し先のことではないかと考えている。

Q3-1）登録調査機関の先行技術調査に関して，検索報告書があるとした場合，どの程度，審査官自身の追加調査がされますか？例えば，検索報告を参考にして一から調査されますか？それとも検索報告書とは別の面から調査されますか？

A3-1）ケース・バイ・ケースになる。検索報告書の内容が審査官として納得できるものであれば，そのまま参考にする。報告書の内容が本願の内容とズレがあってもう少し別の面から調査した方が良いと判断した場合は，新しい観点から調査することもある。また，観点は良いが調査が足りないケース，例えば外国文献の調査が出来ていないのであれば追加で調査する場合もある。

特に難しいのは，周知技術に関するもの。特定の技術のみならず，それに関する他の技術からも色々調べるケースもある。その場合は追加調査せざるを得ないと思う。

5 【第２部】グループ討議

5.1 概要説明

会員企業様に関連の深いアーク溶接関連（B23K）で，拒絶査定された題材について，特許庁審査官様にも同席をいただき，「どのようにすれば特許査定となる可能性があったのか」の論点をベースに，３班に分かれて，事前の予習を基本として討議を行い，忌憚のない意見交換を行った。

※本件は，最終的に36条は解決し進歩性で拒絶査定に至った題材。

まず，対象討議案件についての発明のポイント，審査の概要，および主要審査の請求項を説明し，次に特許審査の流れの中で，拒絶理由とそれに対する補正のポイント，補正請求項，最後の拒絶理由とそれに対する補正のポイントと補正請求項と順に説明し，拒絶査定に至った流れを説明した。

以上をふまえ，論点「どうすれば特許査定になる可能性があったのか」を，例えば，①明細書の作成（どんな明細書にすれば良かったのか？），②手続き（審査官の心証を変える補正，面談のタイミング，意見書・補正書），③動機付け（技術レベル，技術面・品質面の相違）を参加者に問いかけて，グループ討議に移行した。

5.2 まとめ発表

各班の代表が発表を行ったが，いずれの班からも同様な意見が寄せられた。

・記載不備だけでなく，進歩性についての対応のヒントが得ることができた可能性がある。
・書面対応において，記載不備の対応で負荷がかかり進歩性の議論にまで進まなかった印象をもった。
・審査官と発明者の面談を最初の拒絶理由通知の段階で行い，わかりくい点を説明してきっかけつくりをすればよかった。実物を用いての説明なども効果があったと思う。
　どこまで補正が許されるか？の感触をつかむことができたかもしれない。
・記載不備が多く審査官の心証が悪かったのではないか。
・現物を持って面接し，発明のポイントを直接説明したら，審査官も理解度が上がったのではないか。
・動機付けで，引例との差異を主張する（技術面，品質面，明細書への技術ポイントの更なる付加等）。

6 おわりに

以上，昨年11月に実施された特許庁と（一社）日本溶接協会員企業との懇談会概要を報告した。特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような会合を継続実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」として行きたいと考えている。読者の皆様からの，本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。